

# 愛知県青少年保護育成条例の指定等に関する認定基準の改正案について

## 1 改正の趣旨

(1) 今回の認定基準の改正においては、暴力団と明確に規定し、暴力団関係雑誌を有害図書として指定することとする。

ア 全国で暴力団排除条例が制定され、当県でも県を挙げて暴力団排除に向けて取り組んでいる最中である。

イ 愛知県暴力団排除条例では、(青少年に対する指導等)として、以下の条項が規定されている。

第20条 県民等は、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、推進センター等と連携し、前項の取組を行うほか、同項の取組を行う県民等に対し、講師の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で「暴力団」が定義されている。

(2) 暴力団の存在そのものが犯罪とは言い難いが、暴力団は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」と定義されており、実際にも、その収入源は違法薬物の密売、無登録の貸金業、組織的窃盗など刑罰法令に抵触する犯罪行為であることが多い。

したがって、一般的に思慮分別の未熟な青少年が、暴力団を賛美し、又はその構成員を英雄視する図書類を視聴することにより、憧れや安易な好奇心からこれらの道に進むことがあれば、暴力団が行う暴力的不法行為等すなわち犯罪を誘発するおそれがあるといえる。

(3) 同様に暴走族、ギャング、愚連隊なども、暴走行為、喧嘩(暴行、傷害)など刑罰法令に反する行為を行う集団であり、一般的に思慮分別の未熟な青少年が暴走族等を賛美し、又はその構成員を英雄視する図書類を視聴することにより、憧れや安易な好奇心からこれらの道に進むことがあれば、暴走族等が行う暴行や傷害などの犯罪を誘発するおそれがある。

## 2 他県の状況

資料NO. 6 及び No. 7 参照

### 3 認定基準改正内容

#### (1) 認定基準の新旧対照表

新(案)	旧
2 有害図書類の認定基準 (1) 及び(2)省略 (3) 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるもの。  ア 自殺又は犯罪の手段、方法を詳細又は刺激的に描写、表現したもの。  イ <u>暴力団、暴走族等社会道徳や刑罰法令に反する行為を行う団体を賛美し、又はその構成員を英雄視したもの。</u>	2 有害図書類の認定基準 (1) 及び(2)省略 (3) 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるもの。  ア 自殺又は犯罪の手段、方法を詳細又は刺激的に描写、表現したもの。  イ 暴走行為に関連する犯罪を肯定し、かつ勧めそそのかすような描写、表現したもの。

(2) 旧認定基準のイ「暴走行為に関する犯罪・・・」については、新認定基準のイで「暴走族を明記したことによって、旧認定基準の「暴走行為に関連する犯罪・・・」も含まれることになるため削除する。

#### (3) 用語について

ア 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいう。

イ 「暴走族」とは、暴走族等の追放に関する条例(平成14年条例第60号)の第2条第6号の暴走族「暴走行為を行うことを目的として結成された集団」をいう。

ウ 暴走族等の「等」とは、法律で明確に定義されておらず暴力団や暴走族という名称では言い表すことのできないいわゆる「ギャング」「愚連隊」などを想定している。

(4) 認定基準の改正により新たに有害指定となると想定されるもの

資料 No. 8 参照